

令和5年12月15日  
コザ信用金庫 リスク統括部

## 「振り込め詐欺救済法」にかかる対応について

平成20年6月21日より、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下、「振り込め詐欺救済法」という）が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の口座に振り込まれ、資金が引き出されずに残っている犯罪被害金を被害に遭われた方々に返還する手続等を定めたものです。

当金庫では振り込め詐欺に遭われた方々のご照会やご相談に応じるため、下記の部署にて対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

### 「振り込め詐欺救済法」に関するお問い合わせ

0120-207-188（フリーダイヤル）

コザ信用金庫 リスク統括部

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（窓口休業日を除きます）

住所 〒904-0031

沖縄県沖縄市上地2丁目10番1号

- 被害に遭われた方は、直ちに警察とお振込先の金融機関にご連絡ください。
- 公告に関する情報は預金保険機構のホームページをご確認ください。  
預金保険機構のホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/>
- 本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振込みを依頼することはございません。また、ATMに誘導し操作を依頼することもございません。
- 被害により振り込んだ資金が相手の口座に残っている場合は、この資金を被害に遭われた方にお返しします。資金が既に引き出されている場合には、口座に残っている残高がお返しできる上限になります。  
また、他に同じ口座に資金を振り込んだ方から申請がある場合は、口座の残高を被害額に比例し、按分した上でお返しします。  
なお、口座の残高が1,000円未満の場合には、本法律では資金返還の対象となりません。

- 被害回復分配金の支払該当者が決定した場合、当金庫にて決定表を作成します。

決定表は当該口座の被害回復分配金の申請人およびその代理人に限り閲覧することができます。

決定表は、閲覧のみとし、書写・写真撮影等は禁止されております。

当金庫では、場所・日時を以下の範囲とします。

場所：当金庫本支店窓口

時間：当金庫窓口営業時間内

必要書類：所定の申請書を記載していただき、公的書類による本人確認等を行わせていただきます。

以 上